



2022年5月26日

各 位

会社名 株式会社タカキュー
代表者名 代表取締役社長 大森 尚昭
(コード番号 8166: 東証スタンダード)
問合せ先 常務取締役管理本部長 林 宏夫
(TEL: 03-5248-4100)

債務超過解消に向けた取り組みに関するお知らせ

当社は、2022年4月13日に公表いたしました「2022年2月期決算短信〔日本基準〕(非連結)」にてお知らせしたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響による2年間にわたっての営業収益の大幅な落ち込み等により、当会計年度末(2022年2月期末)時点において債務超過となっております。

つきましては、債務超過解消に向けた取り組みについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 債務超過の原因について

当社は、2020年2月期より推進しております事業構造改革により、2021年2月期に赤字店86店舗の撤退を実施し、併せてMD改革及び本社のスリム化等の固定費圧縮により、損益分岐点売上高をコロナ禍前水準の8割台に引き下げることによって、2022年2月期における黒字回復の実現に目途を付けました。

更にビジネススタイルのカジュアル化やスーツ市場の縮小等の環境変化に対応するべく、商品構成の充実、デジタルテクノロジーを活用した新サービスの展開に加え、お客様にリアル店舗とEコマースをシームレスにご利用いただける“OMO”(Online Merges with Offline)の実現を推進し、お客様の利便性向上と店舗在庫に頼らない販売体制による経営効率及び収益性の改善を目指した業務運営を進めております。

しかしながら、翌2022年2月期におきましても新型コロナウイルスの感染拡大が継続し、緊急事態宣言等による人流の抑制や、各種イベントの中止による影響で、来店客数の大幅な減少が続きました。これによって売上高はコロナ前の水準に対し2期連続で7割を下回り、コスト削減に努めたものの、経常損失1,919百万円、当期純損失2,146百万円と、各段階利益は黒字化に至らず、同期末において876百万円の債務超過となりました。

詳細は、「2022年2月期決算短信〔日本基準〕(非連結)」の添付資料「1. 経営成績等の概況」をご覧ください。

2. 債務超過の解消に向けた基本方針について

当社は、事業構造改革の諸施策の実施により、事業面及び財務面での安定化を図り、持続的な収支の改善を図るとともに、資本増強に向けた各種施策を検討・推進し、当該状況の解消・改善に努めてまいります。

3. 取組の内容及びスケジュールについて

(1) 収支改善に向けた事業構造改革

①商品ポートフォリオの最適化

アフターコロナの「新常態」の定着を想定して、更なるオフィスカジュアル化に対応する取扱商品の拡大によるカジュアルシフト、粗利率の高いスーツ・ドレスシャツの着実な販売、在庫を持たないビジネスモデルであり当社の強みであるオーダースーツの比重の更なる拡大に取り組んでまいります。

②販売チャネル改革

拡大するEコマース販売のニーズを刈り取るべく、店頭接客による“OMO”販売の推進によりEコマース販売の拡大に取り組んでまいります。また、実店舗の効率化として40坪・20坪タイプのショールーム店舗の実験や顧客接点を重視した店舗づくりによる新業態実店舗の開発を目指してまいります。

③コストの圧縮について

当社は事業構造改革を継続的に実施し、2022年2月期におきましてもコストの大幅な削減を実施いたしました。役員報酬を含む人件費の抑制、業務委託の見直し、交渉による家賃の減額、広告宣伝費の抑制など、あらゆる費用の見直しと削減対策を実施した結果、販売費及び一般管理費合計で前年同期比2,402百万円（前年同期比20.7%減）の減少となりました。

2023年2月期以降につき、損益分岐点売上高を更に引き下げ、ウィズコロナの環境においても確実に黒字化を達成するよう、抜本的な事業構造の見直しとコスト削減等の追加施策を策定してまいります。

④不採算店舗の退店について

2020年2月期から2022年2月期までの3ヶ年において、全店舗の約45%に相当する136店舗の退店を実施いたしました。ウィズコロナの環境を踏まえた保守的な売上高見通しを前提に店舗別採算を見直し、十分な黒字確保が見通しづらい店舗の更なる撤退を検討いたします。

(2) 資本増強に向けた各種施策の実施

債務超過の早期解消に向け、事業構造改革による収益改善を加速させ、あわせて経営安定化を目的とした様々な資本政策についても検討を進めております。今後、当該資本政策が決定しましたら速やかにお知らせいたします。

(3) 債務超過の解消時期

2022年2月期の債務超過は、新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであるため、上場廃止基準（債務超過）に係る猶予期間は、1年から2年に延長される見込みです。

上記の取り組みを早期に実行し、2024年2月期会計年度中までに債務超過を解消するよう努めてまいります。

以 上